

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第26条 理事会の議決 第1項関係 1 理事会の議決要件 <u>理事会の議決については、当分の間、次により取り扱う。</u> <u>(1) 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。</u> <u>(2) 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。</u> <u>また、</u>理事会の議事は、定款で特別の定めを設けた場合のほか、組合法第26条第1項に規定する要件に適合することを要する。したがって、書面決議（持ち廻り決議）は認められず、代理人の出席による決議参加も認められない。この場合において、「理事の過半数」の意義は、現に就任している理事の総数の過半数をいうものであるから留意する。 (注) 1 定款で特別の定めを設ける場合においても、組合法第26条第1項の要件を軽減することはできない。 2 連合会及び中央会についても同様である。 2 (省略)	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第26条 理事会の議決 第1項関係 1 理事会の議決要件 理事会の議事は、定款で特別の定めを設けた場合のほか、組合法第26条第1項に規定する要件に適合することを要する。したがって、書面決議（持ち廻り決議）は認められず、代理人の出席による決議参加も認められない。この場合において、「理事の過半数」の意義は、現に就任している理事の総数の過半数をいうものであるから留意する。 (注) 1 定款で特別の定めを設ける場合においても、組合法第26条第1項の要件を軽減することはできない。 2 連合会及び中央会についても同様である。 2 (同左)